

最低賃金に係る情報の提供に関する協定書

最低賃金法（昭和 34 年 4 月 15 日法律第 137 号）の精神に則り、大阪市が発注する業務委託契約について、より一層の適正化を図るため、大阪労働局労働基準部（以下「甲」という。）と大阪市契約管財局（以下「乙」という。）との間で、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条

本協定は、大阪市が民間企業等に業務委託を行っている場合に、その委託事業者に雇用されている労働基準法（昭和 23 年 4 月 7 日法律第 49 号）第 9 条の適用を受ける労働者（以下「労働者」という。）の最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、大阪労働局と大阪市との間で情報提供による緊密な連携を図ることを主たる目的とする。

（情報提供）

第 2 条

乙は、労働者について最低賃金の履行確保に支障が生じている等の情報を入手した場合は、別添「情報提供対象事実整理票」をもって甲の指定する連絡先に情報を提供することとする。なお、情報提供に関する取決めは、別途定める「情報提供要領」によることとする。

（個人情報の取扱い）

第 3 条

甲及び乙は、労働者から知り得た、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 条）第 2 条第 1 項に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）の漏えいを防止するなど個人情報保護に係る適切な措置を講じることとする。

（情報の連携）

第 4 条

甲及び乙は、目的の趣旨に鑑み、最低賃金の履行確保並びに公共調達に関する信頼及び安全性の確保等に関して、適確な周知広報を積極的に行うため、協力して、相互の情報交換による連携を図ることとする。

（業務委託以外の契約）

第 5 条

大阪市発注の業務委託以外の契約において、同様の事態が生じたときは、本協定の趣旨に鑑み、これに準じた取扱いを行うこととする。

（その他）

第 6 条

本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じたときは、甲、乙が協議の上、別途定めることとする。

本協定締結の証として、本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれが 1 通を保有する。

平成 29 年 12 月 19 日

甲 大阪市中央区大手前 4－1－67
大阪合同庁舎第 2 号館

大阪労働局労働基準部長

乙 大阪市中央区本町 1－4－5
大阪産業創造館 9 階

大阪市契約管財局長